



山形県公報

平成17年6月28日(火)
第1654号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則.....(出納局)...715

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(置賜総合支庁福祉課)...716  
土地改良区の合併の認可.....(最上総合支庁農村計画課)...同  
土地改良区の定款変更の認可.....(同)...同  
道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...717  
県道の供用の開始.....(同)...同  
道路の位置の指定.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...同  
建設業の許可の取消し.....(最上総合支庁建設総務課)...同

### 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則.....718

### 公 告

社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況.....(管財課)...719  
大規模小売店舗の廃止の届出.....(商業経済交流課)...同  
指定管理者の募集.....(企業局)...720  
同.....(同)...同

## 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第51号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第86条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

令第161条第1項第15号の規程により規則で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 下水道使用契約
- (2) 受信契約

第87条第4項に次のただし書を加える。

ただし、令第161条第1項第8号及び第13号から第15号までに規定する経費に係る支払が長期にわたる資金の支出票等及び証拠書類の調査の結果については、支払完了後に出納長又は出納員の審査を受けるものとする。

別表第1第3項出納員に委任する事項の欄、同表第7項組織の区分の欄及び同項出納員に委任する事項の欄中

「余目警察署」を「庄内警察署」に改める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第562号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年6月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者<br>の名称及び所在地        | 居宅サービス<br>の種類 | 事業所の名称及び所在地       |              | 変更年月日      |
|--------------------------------|---------------|-------------------|--------------|------------|
|                                |               | 変 更 前             | 変 更 後        |            |
| 有限会社ヴィーヴル<br>米沢市大町三丁目4番15<br>号 | 訪問介護          | 有限会社ヴィーヴル         |              | 平成17. 6. 1 |
|                                |               | 米沢市大町三丁目4番15<br>号 | 米沢市東二丁目2番32号 |            |

### 山形県告示第563号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。

平成17年6月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 定款を変更して合併後存続する土地改良区の名称  
戸沢村土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡戸沢村大字名高1593番地96
- 3 合併により解散する土地改良区の名称  
蔵岡土地改良区
- 4 認可年月日  
平成17年6月28日

### 山形県告示第564号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年6月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
戸沢村土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡戸沢村大字名高1593番地96
- 3 認可年月日  
平成17年6月28日

## 山形県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年6月28日から同年7月11日まで縦覧に供する。

平成17年6月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町山形線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|----------------------------|------|------------------|-------------|
| 山形市成沢西五丁目10番5から<br>同 5番3まで | 旧    | 10.8メートル<br>10.2 | メートル<br>213 |
| 同 上                        | 新    | 22.6メートル<br>10.6 | 同 上         |

## 山形県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年6月28日から同年7月11日まで縦覧に供する。

平成17年6月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 十日町山形線
- 2 供用開始の区間 山形市成沢西五丁目10番5から  
同 5番3まで
- 3 供用開始の期日 平成17年6月28日

## 山形県告示第567号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成17年6月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道村総西建 第206号
- 2 指定の場所 寒河江市大字寒河江字塩水11番1の一部、11番2の一部
- 3 道路の現況 幅員6.00メートル 延長98.25メートル
- 4 指定年月日 平成17年6月20日

## 山形県告示第568号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業の許可を次のとおり取り消した。

平成17年6月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 処分をした年月日  
平成17年6月24日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 寿工務店
  - (2) 主たる営業所の所在地 新庄市石川町3番27号
  - (3) 代表者の氏名 栗田 昭寿
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（般 - 12）第400269号
- 3 処分の原因となった事実

栗田昭寿は、平成17年 4月25日に山形地方裁判所から刑法（明治40年法律第45号）第108条、第109条第1項、第115条及び第246条第1項の規定により懲役10年の判決を受け、この判決は同年 5月10日に確定した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

### 人事委員会関係

#### 規 則

山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年 6月28日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 古 澤 茂 堂

別表第2の二の表の備考第1項中「1の(1)又は(2)」を「1の(1)、(2)又は(3)」に、「1の(4)」を「1の(5)」に改める。

別表第3の大学卒の項第5号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 国立看護大学校看護学部の卒業

別表第3の大学卒の項中第5号を第6号とし、第3号及び第4号を1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (3) 専門職学位課程修了 | 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 |
|---------------|--------------------------|

別表第5の表中

|                   |     |      |      |      |      |       |
|-------------------|-----|------|------|------|------|-------|
| 修 士 課 程 修 了       | 18年 | + 2年 | + 4年 | + 6年 | + 9年 | を     |
| 修 士 課 程 修 了       | 18年 | + 2年 | + 4年 | + 6年 | + 9年 | に改める。 |
| 専 門 職 学 位 課 程 修 了 | 18年 | + 2年 | + 4年 | + 6年 | + 9年 |       |

別表第6の二の表中

|             |   |                                  |                               |
|-------------|---|----------------------------------|-------------------------------|
| 修 士 課 程 修 了 | を | 修 士 課 程 修 了<br>専 門 職 学 位 課 程 修 了 | に改め、同表の備考第1号中「1の(4)」を「1の(5)」に |
|-------------|---|----------------------------------|-------------------------------|

改める。

別表第6のホの表中

|             |   |                                  |       |
|-------------|---|----------------------------------|-------|
| 修 士 課 程 修 了 | を | 修 士 課 程 修 了<br>専 門 職 学 位 課 程 修 了 | に改める。 |
|-------------|---|----------------------------------|-------|

別表第6のヘの表中

|             |   |                                  |       |
|-------------|---|----------------------------------|-------|
| 修 士 課 程 修 了 | を | 修 士 課 程 修 了<br>専 門 職 学 位 課 程 修 了 | に改める。 |
|-------------|---|----------------------------------|-------|

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成16年度の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成17年6月28日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 事業実績

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 加入都道府市区町村会員数  | 1,020               |
| 加入戸数          | 850,467 戸           |
| 共済委託契約金額      | 6,782,983,919,000 円 |
| 火災共済掛金        | 1,123,872,303 円     |
| 被災戸数          | 468 戸               |
| 火災共済給付金       | 401,952,325 円       |
| 特定給付金         | 3,358,126 円         |
| 復興建築助成戸数      | 163 戸               |
| 復興建築助成金       | 58,651,797 円        |
| 住宅防火施設整備補助会員数 | 79                  |
| 住宅防火施設整備補助金   | 29,646,100 円        |
| 住宅災害見舞戸数      | 11,083 戸            |
| 住宅災害見舞金       | 140,850,000 円       |

### 2 収支計算

#### (1) 収 入

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 火災共済掛金収入  | 1,123,872,303 円 |
| 建物管理の部収入  | 44,053,624 円    |
| その他の収入    | 254,694,216 円   |
| 当期収入合計(A) | 1,422,620,143 円 |
| 前期繰越収支差額  | 65,064,248 円    |
| 収入合計(B)   | 1,487,684,391 円 |

#### (2) 支 出

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 事業費               | 696,064,736 円   |
| 管理費               | 253,335,149 円   |
| 建物管理費             | 19,652,477 円    |
| 特定預金等支出           | 450,445,098 円   |
| 当期支出合計(C)         | 1,419,497,460 円 |
| 当期収支差額(A) - (C)   | 3,122,683 円     |
| 次期繰越収支差額(B) - (C) | 68,186,931 円    |

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成17年6月28日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社庄子デンキ 宮城県仙台市太白区長町二丁目1番39号  
代表取締役 菅原 啓之

### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラオックス電激倉庫山形高堂店  
山形市高堂二丁目52番1号

### 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日

平成17年6月18日

山形県営駐車場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月28日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県営駐車場
- (2) 所在地 山形県山形市旅籠町三丁目5番10号

2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 山形県内に主たる事務所を置くものであること。

4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月27日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時とする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、7月27日(水)午後5時必着とする。

- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県企業局総務企画課企画班

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023-630-2733 kigyosomu@pref.yamagata.jp

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)山形県営駐車場管理条例(平成2年3月県条例15号)山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月28日(火)から同年7月27日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時とし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの企業局のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当(係)に行うこと。

県民ゴルフ場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月28日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 県民ゴルフ場
- (2) 所在地 山形県最上郡舟形町長沢8067番地

2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年1月31日まで

3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を行っ

ていないこと。

(5) 山形県内に主たる事務所を置くものであること。

#### 4 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月27日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時とする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、7月27日(水)午後5時必着とする。

(2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県企業局総務企画課企画班

郵便番号990 - 8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2733 kigyosomu@pref.yamagata.jp

#### 5 募集要項等

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、県民ゴルフ場管理条例(平成10年3月県条例35号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。

(2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月28日(火)から同年7月27日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時とし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの企業局のページからも入手することができる。

(3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当(係)に行うこと。

平成17年6月28日印刷  
平成17年6月28日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056